

「令和5年度三重県認知症介護研修事業」業務委託仕様書

第1 委託事業名

令和5年度三重県認知症介護研修事業

第2 委託期間

契約日から令和6年3月29日まで

第3 目的

今後増加がますます見込まれる認知症高齢者の介護保険サービス等の従事者については、適切な認知症介護に関する知識及び技術をもって当たることが重要であることから、高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対する認知症高齢者等の介護に関する実践的な研修や、適切なサービスの提供に関する知識等の修得のための研修を実施する。

第4 業務内容

1 研修事業

(1) 委託する研修

次の研修を一括して委託する。

- ① 認知症対応型サービス事業開設者研修
- ② 認知症対応型サービス事業管理者研修
- ③ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(2) 研修事業等の内容

- ・研修カリキュラムの企画
- ・講師の選定及び依頼、謝金の支払いに関すること
- ・研修会場の確保及び整備等
- ・研修に係る準備（資料作成等を含む）
- ・研修当日の進行等、研修会の運営
- ・研修修了者名簿の作成
- ・受講者アンケート等による研修効果測定と成果の分析（評価）

※研修カリキュラムは、平成28年3月31日付け老計発第0331第4号、厚生労働省老健局通知「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」および、平成28年3月31日老発第0331第2号、厚生労働省老健局「認知症介護実践者等養成事業の実施について」に基づき定めるものとする。

(3) 研修対象者

研修対象者は、次のとおりとする。

① 認知症対応型サービス事業開設者研修

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者

② 認知症対応型サービス事業管理者研修

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者

③ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者

(4) 研修時期及び開催場所

令和5年4月1日から令和6年3月20日までに開催する。なお、開催場所は県内の交通至便地を設定すること。

(5) 研修回数及び定員

各研修の回数及び定員は、次のとおりとする。ただし、各研修の年間養成目標者数を下回らない範囲において、回数及び定員を変更することは差し支えない。

- ① 認知症対応型サービス事業開設者研修（年間養成目標者数30名）
開催回数年1回、1回あたり30名を標準とする。
- ② 認知症対応型サービス事業管理者研修（年間養成目標者数120名）
開催回数年2回、1回あたり60名を標準とする。
- ③ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（年間養成目標者数30名）
開催回数年1回、1回あたり30名を標準とする。

(6) 講師等

原則として、認知症介護指導者養成研修を修了した指導者がカリキュラム立案及び講師役として位置づけられていることから、指導者と連携しながら研修を実施するものとする。各研修内容及び目的により、適切な者を講師として選定する。また、講師等への交渉・講師依頼及び報償費、旅費の支払いを行うものとする。

(7) 受講手続き

手続きについては別途定めるものとする。

(8) 受講費用

各研修受講の受講料については、三重県が収納する。

(9) 修了者名簿の提出

所定の研修カリキュラムを全て履修した者には、修了証書を交付するため、研修最終日に修了者名簿（写し）を知事に提出するものとする。

2 三重県認知症介護研修カリキュラム検討会の開催（年2回）

認知症介護指導者が認知症介護研修のカリキュラムを協議するとともに、認知症介護指導者同士の交流を図るための検討会を開催する。

なお、カリキュラム検討会の議事録は検討会終了後1ヶ月以内に知事に提出するものとする。

第5 計画書、報告書等の提出

- ・事業開始前に事業計画書（様式1）及び個人情報の責任体制等報告書を提出するものとする。
- ・事業終了後は修了日から1ヶ月以内に関係書類を添えて実績報告書（様式2）を知事に提出するものとする。

第6 その他

- （1）本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- （2）委託業務内容に関する不明な事項については、全て委託者と協議すること。
- （3）企画提案に要する経費については、企画提案コンペ参加者の負担とする。
- （4）本仕様書に基づく業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等について、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条（令和5年4月1日以降は個人情報保護法第176条、第180条及び第184条）に罰則があるので留意すること。
- （5）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 委託者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- （6）受託者が（5）の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。